

議事要旨(6) 公共施設等運営権に関する会計処理の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、公共施設等運営権に関する会計処理の検討に関する審議を行う旨が説明された。その後、藤澤専門研究員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

公共施設等運営権に関する減損のグルーピングについて

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 減損会計基準等では、一定の要件に該当する場合に個々の資産をグルーピングすることができる旨が定められているため、現在の文案では、公共施設等運営権の単位でグルーピングを行う場合に、企業側に何らかの追加的な説明が求められることを懸念する。企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第 70 項では、資産のグルーピングの単位は、原則として小さくとも物理的な 1 つの資産になるが、物理的な 1 つの資産であっても、仕様が異なる等のため、複数からなる資産と考えられる場合もあるとされており、この考え方を参考にして記載を見直してはどうか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 減損会計において、どのようにグルーピングを行うかについては、全てのケースにおいて一定の説明が必要であると考えられる。減損会計基準の趣旨からは、いずれかの単位を原則とする考えは出てこない。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - PFI 法上は、公共施設等運営権が個々の公共施設等の単位で分かれていないため、更新投資を管理上、事後的に分けたとしても、公共施設等運営権の単位でグルーピングすることが基本となるのではないかと。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 運営権対価が実施契約上は一つであったとしても、公共施設等ごとに分割して算定することができ、分割した単位で投資の意思決定を判断するケースもあり得ると考えられる。

更新投資の会計処理について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 財務諸表利用者の立場から考えると、更新投資の金額のみを負債として計上することで公共施設等運営事業の部分的な内容を示すのではなく、公共施設等運

営事業の全体が分かるような情報を負債として計上しなければ情報としての利用価値が乏しいのではないかと懸念する。

- 実施契約では、更新投資に関する支払いが義務付けられているのではなく、公共施設等の利用者の利便を維持し、高めるような事業の運営が義務付けられていると考える。そのため、財務諸表上、負債として計上することを要求する案 1 に違和感がある。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 更新投資は、運営権者が管理者等と同様の水準で公共施設等運営事業を行うために要求されているものであり、必ずしも負債を計上する必要はないと考える。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 将来に実施する更新投資が法律で要求されている場合には、その支出額を負債として計上する必要があるが、実施時期や投資規模を運営権者の裁量により決定することができるのであれば、負債として計上することは馴染まないと考えるため、案 2 を支持する。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 修繕費に関しても将来支出する義務を負っていると考えられるので、負債を計上するかどうかの検討にあたって、対象を資本的支出に限定する必要はないのではないか。更新投資のうち資本的支出に該当する部分のみを負債として計上し、修繕費の部分を負債として計上しないのは、取扱いが整合していないのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 我が国の会計慣行では、将来の義務が存在している場合に全てのキャッシュアウトフローを負債として計上する会計処理は必ずしも行われていなく、一定の線引きが必要と考え、資本的支出に該当する部分を提案している。コメントを踏まえ、さらに分析を行う。

更新投資に係る注記事項について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 注記事項に関しては、公共施設等運営事業が新しい事業のため、一般的に馴染みがない点を考慮して、その内容をさらに検討する必要があると考える。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 公共施設等運営事業の部分的な内容を示す注記事項になるのであれば、更新投

資の金額に関する注記の要否も再検討すべきと考える。

以 上